

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 13 条 2 項に
基づき、以下の通り公表します。

2024 年 3 月末現在

◆ 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

【 管理職に占める女性労働者の割合 】

47.1% (前年 45.7%)

【 男女の賃金の差異 】

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)	
	医師を含む	医師を含まない
全職員	64.5% (前年 60.7%)	95.1% (今年度初算出)
正職員	56.8%	94.5%
パート・ 有期雇用職員	57.0%	103.7%

付記事項

- ・対象期間：令和 5 事業年度 (令和 5 年 4 月 1 日～令和 6 年 3 月 31 日)
- ・賃金：通勤手当等を除く。

◆ 職業生活と家庭生活との両立

【 男女の平均継続勤務年数の差異 】 0.9 年 (前年 1.0 年)

男性 7.8 年 (前年 7.3 年)、女性 6.9 年 (前年 6.3 年)